

○議案第29号 平成29年度守口市一般会計予算

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました議案第29号中、所管費目に関する審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、あらゆる角度から検討を加え、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、豊秀松月線整備事業、大枝公園再整備事業は、現在の本市の財政体質から見ると、非常に大きな重荷となり、将来を考えれば理解できないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し述べます。

第1点、新庁舎の光熱水費について、旧三洋電機から引き継いだ太陽光発電等の既存設備は一定の年数が経過しており、引き続き、稼働状況や使用実績の推移の把握を行い、庁舎の光熱水費抑制に取り組みつつ、今後想定される設備の改修時期を見据えながら、省エネルギー化の方途について研究されたいこと。

第2点、公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げに伴い、市内の中学校、高校において、模擬選挙等の開催を行っているところであり、選挙に対する意識向上のため、関係機関と連携し、なお一層、啓発活動の充実を図られたいこと。

第3点、コミュニティバス運行事業については、平成29年8月から試行運行し、平成30年4月からの本格運行を予定しているとのことである。よって、試行から本格運行まで限られた時間であるが、運行状況など十分に検証を行い、できうる限り市民ニーズを踏まえ、本格運行へと臨みたいこと。また、試行後にコミュニティセンターの再編が予定されていることから、運行経路の設定など慎重に精査のうえ、高齢者や子育て世帯など真に配慮が必要とされる市民の移動の利便性向上へと寄与する事業となるよう取り組まされたいこと。

第4点、道路、橋梁や公園施設については、長寿命化計画などを策定し、効率的、合理的な施設の保全、更新を目指しているところである。緊急的な補修、予算の問題など様々な要因もあろうが、計画の所期の目的を念頭に、引き続き、市民の安全・安心のため、順次、改修等にあたられたいこと。

第5点、各種建設事業に伴う特定財源の増加などにより、自主財源比率は低下傾向にあり、市債の発行額も増加傾向にある。よって、引き続き、自主財源の確保に努めつつ、将来を見据えた安定した財政運営に意を配られたいこと。

最後に、旧土居小学校の杭撤去工事实設計に係る経費について、解体工事契約時において、杭の撤去が予定されていなかったことを問いただしたところ、大阪府等と協議を進めている守口警察署の移転に伴うものであるとのことであった。当該移転協議の内容は、議会へ適切に経過報告が為されておらず、今後、このようなことのないよう厳しく指摘したところであり、理事者からは、大阪府等に対し、杭の処分費用の負担について、市長を筆頭に折衝し、その状況を議会に報告する旨の答弁がありましたことを申し添えます。

以上、委員長報告といたします。

＝福祉教育委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました議案第29号中、所管費目に関する審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、細部にわたり検討を加え、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

また、本委員会の所管に係る民間認定こども園等に対する補助金の削減の見直しなどを求める陳

情は、当該予算と関連いたしますことから、所管費目とあわせて委員会において協議を行ったことを申し添えます。

なお、酒井委員におかれましては、官から民へと言いながら、各種計画策定業務を職員で行うこととしているにも関わらず、職員を増員していないこと、また、各団体への補助金、民間園の保育士に係る処遇改善の補助金及び運営補助金などの削減については認められないとの理由から、池嶋委員におかれましては、民間園の4月からの運営にあたって、保育士が確保できる確証がないこと、また、ケースワーカーがいまだ適正な人数に至っていないとの理由から、それぞれ反対の意を表明されましたことを付言いたします。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し上げます。

第1点、薬物乱用防止対話集会については、昨今、薬物が原因とみられる事件・事故が多発し、社会問題ともなっていることから、引き続き、保護司会など関係機関と連携し、なお一層積極的な啓発活動に取り組まれないこと。

第2点、コミュニティソーシャルワーカー、いわゆるCSWについては、資格を有した専門員を市内4ヶ所に配置し、市民からのさまざまな相談に乗り、必要に応じて行政機関等への案内を行っているところである。今後、市内2ヶ所に開設している心配ごと相談窓口については閉鎖することから、地域バランス等を考慮し、相談体制の充実に向け、CSWのより一層の活用を図られたいこと。

第3点、生活保護のケースワーカーについては、査察指導員や管理職の配置など、まずは、組織体制を強化していくとのことであるが、以前から指摘しているように、被保護者の自立支援や指導に当たっては、個々のケースに応じたきめ細かい対応が求められることから、人員体制の充実も視野に入れつつ、より適正な生活保護行政に当たられたいこと。

第4点、不妊検査・治療助成事業については、今年度から実施され、子どもを望む夫婦を支援するため、不妊検査及び治療に係る自己負担額の一部を助成しているところである。現在、一定の利用がなされているが、この事業自体を知らずに利用していない市民もいるやに思われることから、今後とも、周知に努められたいこと。

第5点、全国的に保育士不足が問題となる中、本市も含め各自治体においては、保育士確保に向け、独自に処遇改善策を講ずるなど様々な手立てを打っているが、とりわけ、新年度は、無償化施策を実施し、さらには、今後、市立保育所の民間事業者への移管を予定していることもあり、引き続き、幼児教育・保育行政を円滑に進めていくためには、官民協力して、保育人材を確保していくことが重要である。よって、無償化施策が開始されて以降、民間事業者と協議の場を持つとのことであるので、保育士の人員体制の実情などを早期に確認、把握し、国等の動向も鑑みながら、市としての保育士確保へ向けた施策について種々検討を行い、幼児教育・保育環境を安定的に提供していけるよう特段の意を配されたいこと。

第6点、学校図書については、国の図書整備に関する計画等により、本市においても、各中学校区に図書館司書を1名ずつ配置するなど、学校図書館の整備に取り組んできたところであり、図書の管理・点検などを効率的に行うシステムの導入等を含め、引き続き、図書環境のさらなる充実を図られたいこと。

以上、委員長報告といたします。

＝市民環境委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました議案第29号中、所管費目に関する審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、あらゆる角度から検討を加え、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、青少年育成団体への補助金削減については、性急に進められていること、総合窓口課の窓口業務委託、東部・南部エリアの拠点施設などに係る経費については認められないことなどの理由により、福西委員におかれましては、総合窓口課の窓口業務委託については、財政効果が非常にあいまいな部分があること、東部・南部エリアの拠点施設などに係る経費については認められないこと、また、それ以外にも非常に不明確な部分が審査の中で見受けられたとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し述べます。

第1点、公募型協働事業提案制度については、市民協働でまちづくりに関わる事業を実施するための提案制度であるが、市民協働推進会議における審査を通過したものの、事業化に至らない事例も見受けられるところである。よって、市民等からの提案については、でき得る限り、何らかの形で市政に反映できるよう、市民協働を推進する意識を持って取り組まれないこと。

第2点、地域コミュニティ協議会については、小学校区単位で設立されており、立ち上げからようやく1年を迎えようとしている。この段階において、今後、コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入や施設の集約が予定されており、協議会とセンター、あるいは協議会間の情報共有、連携などについて不透明な部分があり、不安を感じる声もあるやに聞き及んでいる。よって、今後、なお一層の地域活動の活性化を図る観点から、様々な機会を捉え、コミュニティ協議会との関わりを持ちながら、これら懸念を払拭する方途について検討されたいこと。

第3点、文化センター内の段差の解消について指摘したところであるが、施設のバリアフリー化については、指定管理者との連携を密にして、市としても実態を把握し、障害者や高齢者など、だれもが使いやすいよう、段差の解消などの対策を講じられたいこと。

第4点、第4号炉ごみ焼却施設については、新年度において、今後の施設更新のあり方についての方針を取りまとめるべく、組織体制を強化し、これまで以上にスピード感をもって取り組んでいくとのことであるが、現施設は、老朽化が年々進み、補修により延命化を図っているのが現実である。よって、いまいちど、焼却施設の現状を肝に銘じ、将来、一般廃棄物を適正に処理していくための施設、処理体制についての方向性を早期に具現化できるよう特段の努力を傾注されたいこと。

第5点、青少年育成団体への支援については、新年度から団体の位置付け、補助のあり方について抜本的な見直しを行うこととなるが、これまでの育成団体設立の経緯はあるものの、青少年の健全育成に関わる活動の現状に鑑みると、理解できるものではある。しかしながら、これまで市とともに健全育成に取り組んできた団体に対する方針転換に伴う説明においては、市として拙速と思われる点があったことは否めない。よって、いまいちど、真摯な姿勢でもって、今後の幅広い活動を対象とした新たな支援策を含め、理解を得られるよう、十分な説明に意を配されたいこと。

以上、委員長報告といたします。